

議案第31号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例中一部
改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年9月3日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部
を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年
条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

説 明

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）に伴い、用語の整理を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義) 第2条 一略一 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 保護者 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定</u>保護者をいう。 (2) 子ども 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定</u>子どもをいう。 (3) 一略一 附 則 この条例は令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>(定義) 第2条 一略一 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 保護者 法第20条第4項の<u>支給認定</u>保護者をいう。 (2) 子ども 法第20条第4項の<u>支給認定</u>子どもをいう。 (3) 一略一</p>